

下水道課からのお知らせ

☎下水道課

農業集落排水を公共下水道に統合します

農業集落排水（5処理区）は順次、公共下水道に統合していきます。各地区で処理されていた汚水は今後、吉備浄化センターで、きれいな水に処理されるようになります。

令和5年（2023年）4月に田殿地区および吉見地区の農業集落排水を公共下水道に統合する予定としており、令和6年（2024年）4月には熊井地区および吉原地区を予定しています。

なお、令和4年（2022年）4月には徳田地区の農業集落排水を公共下水道に統合しています。

●農業集落排水対象地域と統合の予定時期

処理場	対象地区	統合予定時期
田殿浄化センター	田口・大谷・井口・賢・船坂・出地区の一部	令和5年（2023年）4月予定
吉見浄化センター	吉見地区	
熊井浄化センター	熊井・奥地区	令和6年（2024年）4月予定
吉原浄化センター	吉原地区	
徳田浄化センター	徳田地区（秋葉・奥徳田・上徳田）の一部	令和4年（2022年）4月統合

統合に伴い、下水道使用料金の算出方法が変更となります

●農業集落排水の場合（月額固定）

住居の場合、居住者の人数に応じて使用料金が計算されます。

下水道使用料＝基本料金 1,650円＋（居住者の人数×660円）



●公共下水道の場合（月額変動 ※1カ月使用水量が10m³までは固定）

上水道の使用水量に応じて、下水道の使用料金が計算されます。

下水道使用料＝基本料金 1,320円（10m³含む）＋（10m³を超えた水量から1m³につき×132円）

※公共下水道は上下水道料金を別請求にすることはできません。公共下水道へ統合されると、現在、上水道料金の振替口座として登録されている口座から下水道料金も引き落としとなりますのでご注意ください。

※井戸水を下水道に排水する場合は、井戸水の使用水量も含まれます。

※農業用水や他の用途で大量に水を使用する場合は、申請などにより減額できる場合があります。

※使用料金の徴収時期については、農業集落排水使用時と変更ありません。

上水道料金を併せて上下水道料金として毎月23日（土日祝日の場合は翌営業日）に、ご指定の口座から引き落としします。納付書払いの場合は毎月末（土日祝日の場合は翌営業日）までにお支払いください。